

第 2 部

研究編

「詳細分析と調査結果改善への提案」

公益財団法人反差別・人権研究所みえ

ここからは、一連の調査結果を踏まえ、クロス集計を行い、課題をより詳細に抽出し、取組の効果の検証等を行い、専門的立場から基準にそった差別や人権侵害への正確な認識について述べる。最後に、調査結果の課題改善のための施策等の提案などを行っていくことにする。クロス集計については「無回答」を除外している。

図1 部落差別（同和問題）の現状認識

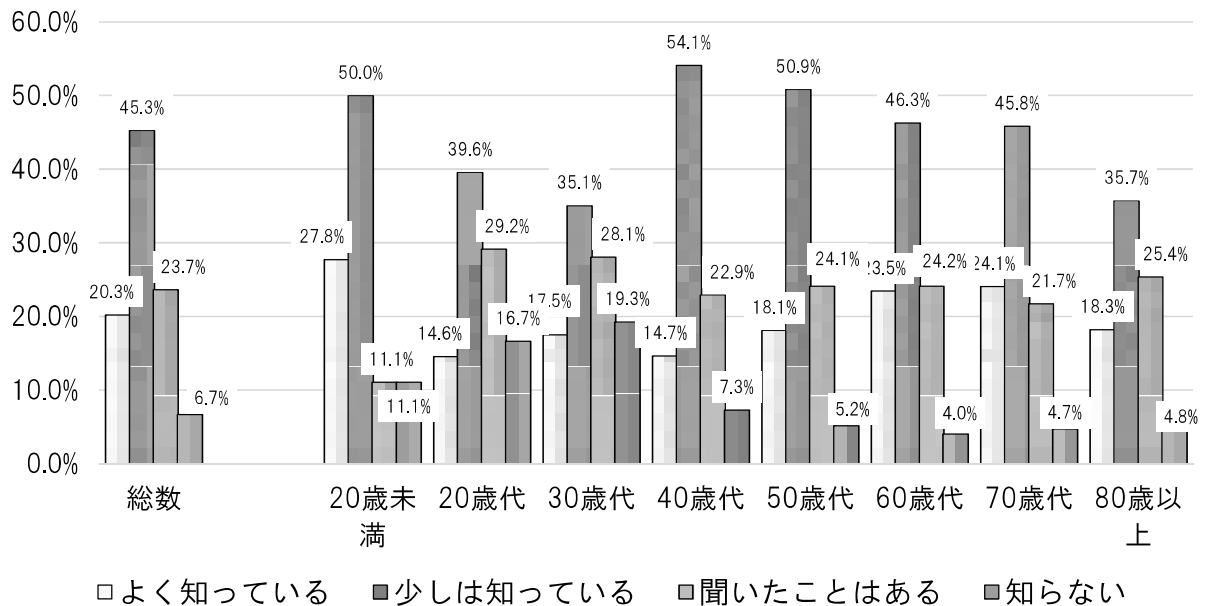
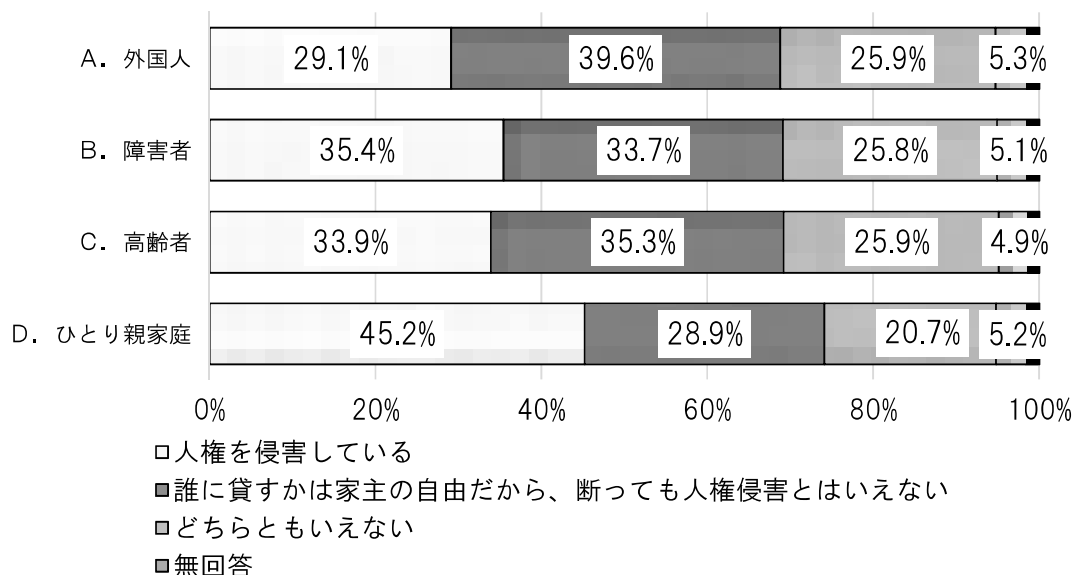


図1では、「あなたは日本の社会にある『同和問題』や『部落問題』などと呼ばれている、基本的な人権に係わる差別の問題があることをご存じですか」と同和問題（部落問題）認識について聞いた結果、総数では、「よく知っている」が2割程度、「少しは知っている」が半数に満たなかった。年齢別で見ると、「よく知っている」で20歳代になると2割を下回っている。「差別が今あるのかどうか」、「どのようなかたちで差別は現存し発生しているのか」、「何故、今も解決されないのか」、「どうすれば解決されるのか」など、社会問題の解決のスタートラインは、それぞれの問題の現状認識からはじまる。同和問題に関する学習経験については、調査結果が示すように若い世代ほど学習経験が豊富であるという結果が示されているが、部落差別（同和問題）の現実についての内容に関しては、十分に認識がされるようなものではなかった可能性が高い結果となっており、差別解消の行動や取組につながっていない可能性がうかがえる。部落差別解消推進法では、第一条の目的に「現在もなお部落差別は現存している」と国が認知し、問題解決に向け取組を進めていくことが規定されている。そのため、改めて市民とともに解決すべき社会問題を共有し直すとともに、一人ひとりが法律を具体化する主体者として自分にできることを着実に取り組んでいけるような施策等の展開が求められる。

まずは、学校教育で部落差別（同和問題）の現状を児童生徒や保護者に向けて、どのような啓発等が展開されてきたのかを総括する必要がある。また、社会教育において部落差別（同和問題）の現状につ

いて共通認識をはかる内容となっていたのか等を見直し、以後の調査において改善される体制やしきみ、学習内容等をつくりあげていく必要がある。

図2 家主による入居拒否への考え方



問22では、「賃貸マンションへの入居を希望している人が、次のA～Dに該当することを理由に、家主が貸すことを断ることについて、どう思われますか」と聞いている。その結果が図2である。

特定の属性を理由に入居を拒否することは、明確な「居住・移転の自由」の侵害となる。「営業の自由」はあるものの、他者の権利侵害を認めるものではない。

まず、人は多くの属性を有しており、一部の例をあげると、性別・性自認・性的指向・年齢・障害の有無・国籍・出身地・家族構成・パートナーの有無・子どもの有無・収入・職業などがある。ただし、これらの属性から、個人の人間性などを判断できるものではない。

ここで、「差別とは何か」について押さえておきたい。差別とは、端的に言えば「制度や慣習、慣行、観念、そして社会構造の問題」である。日本では、教育や啓発のなかで「意識や心の問題」として教えられることが多く、それが完全な間違いというものではないが、差別問題のほんの一部分しか教えられていないことが多い。

日本が1979年に批准した国際人権規約では「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」とされている。国際条約を批准した時点で、国内の法律よりも上位に条約が位置するのが日本の法体系である。

人種差別撤廃条約では、差別の定義があり、『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」とされている。

他にも、女子差別撤廃条約や障害者権利条約を批准している。2016年には立て続けに3つの差別解消法が施行され、2023年4月1日に三重県で施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（以下「三重県条例」という）」には「差別の基準」が具体的に明記されている。三重県条例では、「不当な差別」について定義されており、「人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限

であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。」としている。そして、「不当な差別」については、「その解消にあたって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。」とされている。このように、今では「差別とは何か」については具体的な「基準」が設けられており、この基準に沿って差別をしない、そして差別をなくすことが条約や法令で求められる。憲法や条約、法令については、日本は法治国家であるため遵守することが基礎基本となる。

「人権問題は差別を受ける人の問題で、自分には関係のないことだ」の正体

問2-Hで、「人権問題は差別を受ける人の問題で、自分には関係ない」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 9.9%となっており、今も1割近い市民の存在が明らかになった。前回調査との変化はほぼ見られない。ここでは、回答の「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて「そう思うグループ」とし、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせて「そう思わないグループ」としてまとめた。このグループそれぞれを、結婚差別意識に関する項目とクロス集計を行った結果が表1である。

表1 人権問題との関係性の有無と子どもの結婚相手がマイノリティだった場合の態度のクロス集計

	同和地区出身者	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
そう思うグループ	58.5%	41.5%
そう思わないグループ	81.5%	18.5%
	障害者	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
そう思うグループ	46.3%	53.8%
そう思わないグループ	72.7%	27.3%
	外国人	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
そう思うグループ	62.5%	37.5%
そう思わないグループ	85.5%	14.5%
	同性パートナー	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
そう思うグループ	38.0%	62.0%
そう思わないグループ	57.9%	42.1%

結果は歴然として表れており、人権問題は自分には関係ないとする「そう思うグループ」の各マイノリティと子どもの結婚について、「問題にしないグループ」との割合と、「そう思わないグループ」の各マイノリティと子どもの結婚について、「問題にしないグループ」との割合を見ると、人権問題は自分にも関係がある問題と認識している市民が、「結婚を問題にしない」とする意識が圧倒的に高いことが明らかになっている。その逆に、人権問題は自分とは関係ないについて「そう思うグループ」に回答していながらも、「考え直すように言うグループ」は「そう思わないグループ」と比べて圧倒的に高い割合となっている。

人権問題は、差別を受ける側の問題で自分には関係がないと捉えていながら、その反面、マイノリティに対し差別は明確に行い、結婚を考え直すように言うと言っている傾向が強いという矛盾が明らかになった。表にはしていないが、問21の物件の賃貸に関しても、同様の結果が見られ、普段は人権問題について関係ないとしながらも、子どもの結婚や物件の賃貸になれば、差別意識が強く表れた結果となった。

「部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ」の正体

問3-Aで、「部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると35.0%と3割を超えていることが明らかになった。ここでは、「部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ」の回答の「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて「そう思うグループ」とし、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせて「そう思わないグループ」としてまとめた。

このグループそれぞれを結婚差別意識や土地差別意識に関する項目とクロス集計を行い、「部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ（以下「無関係論」という）」に肯定的な意思表示をした市民の意識を探ることにした。

表2 無関係論と同和地区出身者と子どもの結婚への態度のクロス集計

	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
そう思うグループ	72.5%	27.5%
そう思わないグループ	83.2%	16.8%

問3-Aの「無関係論」と問20-A「もし仮に、あなたのお子さんが恋愛し、結婚したいといっている相手が『同和地区出身者』であれば、あなたはどんな態度をとると思いますか」とをクロス集計したのが表2である。問20の回答の「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせて「問題にしないグループ」に、「考え直すように言う」「迷いながらも結局は考え直すように言う」を合わせて「考え直すように言うグループ」としてまとめた。

クロス集計をした結果、「無関係論」を肯定する「そう思うグループ」の「考え直すように言うグループ」は27.5%、「無関係論」を否定する「そう思わないグループ」の「考え直すように言うグループ」は16.8%と、「無関係論」を肯定するグループが結婚に反対する割合が10.7ポイント高くなった。部落差別（同和問題）は自分とは無関係であると考えているにも関わらず、自分の子どもが結婚したいという相手が同和地区出身者であった場合、反対するというのは大きな矛盾である。

表3 無関係論と気に入った物件が同和地区内にある場合の態度のクロス集計

	まったく気にしないで買う（借りる）	気にはなるが、他の物件より安ければ買う（借りる）	他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない
そう思うグループ	20.7%	34.2%	45.1%
そう思わないグループ	33.6%	37.4%	29.0%

表2と同様グループにし、「無関係論」と問21-B「仮に、あなた自身が入居するための物件を探していて、間取り・交通の便・環境・価格など自分の目で確かめ、気に入った物件が見つかったとします。その後、もしも、その物件に『物件が同和地区内にある』ことが分かったとしたならば、あなたはどのようにしますか。」とをクロス集計したのが表3である。

「無関係論」を肯定する「そう思うグループ」の「他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない」は45.1%、「そう思わないグループ」では29.0%と16.1ポイントと大きな差が見られた。

表2と同様に、自分とは無関係だと考えていながらも、いざ子どもが結婚する相手が同和地区出身者だった場合は反対し、気に入った物件が同和地区内に建っていれば避けるという意識が強く表れる結果となっている。「無関係論」では差別が解決していかないことを、「無関係論」を肯定する市民自らが表現しているといえる。

「そっとしておけば、部落差別はそのうち自然になくなっていく」の正体

問3-Dで「そっとしておけば、部落差別はそのうち自然になくなっていく」について、「そう思う」で11.6%、「どちらかといえばそう思う」で23.4%と2つを合わせると、35.0%と3割を超えていることが明らかになった。ここでは、先ほどと同様に「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて「そう思うグループ」とし、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせて「そう思わないグループ」としてまとめた。

このグループそれぞれを結婚差別意識や土地差別意識に関する項目とクロス集計を行い、「そっとしておけば、部落差別はそのうち自然になくなっていく（以下「寝た子を起こすな論」という）」に、肯定的な意思表示をした市民の意識を探ってみることにした。

表4 寝た子を起こすな論と同和地区出身者と子どもの結婚への態度のクロス集計

	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
そう思うグループ	72.6%	27.4%
そう思わないグループ	82.8%	17.2%

問3-Dの「寝た子を起こすな論」と問20-A「もし仮に、あなたのお子さんが恋愛し、結婚したいといっている相手が『同和地区出身者』であれば、あなたはどんな態度をとると思いますか」とをクロス集計したのが表4である。問20の回答の「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせて「問題にしないグループ」に、「考え直すように言う」「迷いながらも結局は考え直すように言う」を合わせて「考え直すように言うグループ」としてまとめた。

その結果、「寝た子を起こすな論」を肯定する「そう思うグループ」の「考え直すように言うグループ」で27.4%、「寝た子を起こすな論」を否定する「そう思わないグループ」の「考え直すように言うグループ」で17.2%と、「寝た子を起こすな論」を肯定するグループが結婚に反対する割合が10.2ポイントも高くなった。自然に解消すると考えているにも関わらず、自分の子どもが結婚したいという相手が同和地区出身者であった場合、反対するというのは大きな矛盾である。

表5 「寝た子を起こすな論」と気に入った物件が同和地区内にある場合の態度のクロス集計

	まったく気にしないで買う（借りる）	気にはなるが、他の物件より安ければ買う（借りる）	他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない
そう思うグループ	24.5%	34.4%	41.2%
そう思わないグループ	30.8%	37.0%	32.2%

表4と同様グループにし、問21-B「仮に、あなた自身が入居するための物件を探していて、間取り・交通の便・環境・価格など自分の目で確かめ、気に入った物件が見つかったとします。その後、もしも、その物件に『物件が同和地区内にある』ことが分かったとしたならば、あなたはどのようにしますか。」とをクロス集計したのが表5である。

「寝た子を起こすな論」を肯定する「そう思うグループ」の「他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない」で41.2%、「そう思わないグループ」で32.2%と9.0ポイントの差が見られた。

表3と同様、何もしなければ自然になくなっていくという考え方を肯定しながらも、いざ子どもが結婚する相手が同和地区出身者だった場合には反対し、気に入った物件が同和地区内に建っていれば避けるという結果が強く表れている。「寝た子を起こすな論」では、差別が解決していかないことを、「寝た子を起こすな論」を肯定する市民自らが体现しているといえる。

ここで、「寝た子を起こすな」では何故差別がなくなるのかについて述べていきたい。

まず、前述したように、差別とは社会問題であり構造的な問題であるため、「寝ている」と考えること自体、現実と乖離している。同和地区出身でない人たちは、その出身ではないという属性を理由に、結婚差別が発生し婚姻の自由が侵害されることは起き得ない社会の構造のなかで生活していける。この当たり前のことが同和地区出身者には結婚差別や婚姻の自由が侵害されるという問題が発生する構造が未だに現存しており、放置して解決される問題ではない。

すでに日本では、「寝た子を起こすな」を実践してきた歴史があり、それは1871年にさかのぼる。

昔の社会科の教科書では、江戸時代の身分制度のことを「士農工商」と、さらにその下に低い身分があったと教えられてきたが、これが史実に反する誤りであったことがわかり、訂正されてからかなりの年月が経過している。今では「武士がいて、その下に百姓や町人がいた」ということと、「賤民身分」と称されるなどし、本来の社会から排除された「身分外の身分に置かれた人々」と教科書に記述されている。また、「死牛馬の処理」「遺体の弔い」といった限定的な仕事だけでなく、今でいえば「警察官、裁判官、大工や庭師」など、社会の安定や秩序を守る、あるいは発展のために「必要不可欠であった人々」という学習をしている。

こうした身分制度は1871年に解体されたが、身分外の身分に置かれた人々に対する差別意識を払しょくするような教育や啓発は、国も自治体も一切、取り組んでこなかった。その期間は、およそ50年にもわたる。

差別に対して、何もしない状態がおよそ50年続いた結果、差別はどんどん厳しくなっていた。江戸時代において身分外の身分の人たちにしか就けない仕事を与えられていたが、結果的に職が確保され、

安定した生活を送ることができていた。しかし、身分制度が解体されてからは、自由資本となり、大きな資本が次々と仕事を奪っていき、もともと生活基盤がぜい弱な上、虐げられてきた被差別部落は貧困化していった。

また、住環境が不衛生であり、それに伴い伝染病も流行するようになり、ますます差別意識は強化されていった。このようなことが江戸時代から、「政府」によって構造的につくられてきた。差別意識を払しょくする取組を実施してこなかったことで、江戸時代以上に差別が厳しくなっていく、その状況に耐えかねた人々が1922年に「全国水平社」を立ち上げ、差別を解消するための運動を展開するようになった。およそ50年もの間、日本では「寝た子を起こすな」を実践してきたことにより、人々が生活できないほど差別は厳しくなったという「史実」が部落問題（同和問題）にある。

近年、「ようやく」同性愛者や両性愛者やトランスジェンダーなどの性の多様性のことが取り上げられるようになってきた。この人たちは、「いなかった人たちだったか」というと、決してそうではないが、今日のように学校教育や社会教育、啓発、テレビやインターネット、新聞などで一切取り上げられてこなかった。まさに「寝た子を起こすな」の状態だったといえる。過去には、当事者すら正しい理解を得られる機会がなかったため「自分はおかしい」と思い込んだり、家族や近親者に「理解してほしい」とカミングアウトをすれば、異常者扱いをされ、病院につれていかれたり、親子の縁を切られたりするなど、さまざまな実態調査から明らかになってきた。当事者の中からは自ら命を絶つ人たちがえいた。「自分がそう（同性愛であったり、トランスジェンダーであったりするなど社会のなかの少数の側）であること」を黙り、隠し、ごまかさなければならなかった時代であり、それは今も解決されたといえる状態ではない。

こうした「寝た子を起こすな」という考え方は、今なお理不尽な理由によって差別を受けている人が、「差別を受けている」という不当性に対し、声をあげられなくなる構造に加担する。前述したが、差別は「たいていが悪意のない、差別の意図のない人が日常的にする問題」である。こうしたことを能動的に学ばなければ、差別をなくすことはできない。

つまり、「何も知らないから差別をしない」のではなく、「何も知らないから差別を差別だと認識できない」ということである。何が差別につながるのかを正しく理解し、意識し、実践していくことが求められる。正しく学ぶことを放棄してしまうことで、自分では気づかない差別を、身近な人たちにし続けることにもなりかねない。能動的で積極的に学ぼうとする姿勢が求められる。

「思いやりや優しさでは、差別や人権問題は解決しない」

問2-1「思いやりや優しさをみんなが持てば、人権問題は解決する（以下「思いやり論」という）」に「そう思う」で41.9%、「どちらかといえばそう思う」で35.0%と2つを合わせると76.9%と高い結果となっている。

まず、「思いやりや優しさ」をもつことは重要だが、それによって「差別や人権侵害が解決されるものではない」ということを指摘したい。

実際に、「思いやり論」を肯定する市民の意識を、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度と、気に入った物件が同和地区内にある場合の態度とクロス集計した。これまでと同様、問20の回答の「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせて「問題にしないグループ」に、「考え直すように言う」「迷いながらも結局は考え直すように言う」を合わせて「考え直すように言うグループ」としてまとめた。

表6 思いやり論と同和地区出身者と子どもの結婚への態度のクロス集計

	同和地区出身者	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
そう思うグループ	77.7%	22.3%
そう思わないグループ	84.2%	15.8%
	同性パートナー	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
そう思うグループ	54.3%	45.7%
そう思わないグループ	61.6%	38.4%

「思いやり論」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて「そう思うグループ」に、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせて「そう思わないグループ」とした。次に、問20-A「もし仮に、あなたのお子さんが恋愛し、結婚したいといっている相手が『同和地区出身者』であれば、あなたはどんな態度をとると思いますか」について、回答の「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせて「問題にしないグループ」に、「考え直すように言う」と「迷いながらも結局は考え直すように言う」を合わせて「考え直すように言うグループ」としてまとめ、クロス集計を行ったのが表6である。

その結果、子どもの結婚相手が同和地区出身者だった場合、「そう思うグループ」の「問題にしないグループ」は77.7%、「そう思わないグループ」の「問題にしないグループ」は84.2%と、「思いやり論」を否定している「そう思わないグループ」の「問題にしない」の割合のほうが高くなっている。

一方で、「そう思うグループ」の「考え直すように言うグループ」は22.3%、「そう思わないグループ」の「考え直すように言うグループ」は15.8%と、「思いやり論」を肯定している「そう思うグループ」の「考え直すように言う」の割合のほうが高くなっている。

同性パートナーについても、割合は違うが同様の結果となっており、「思いやり論」を肯定してい

も、いざマイノリティとの結婚となれば、反対の意思が強く表れる結果となったことから、「思いやり論」では差別はなくなることが示されたといえる。

差別とは、制度や慣習、観念としての存在し、社会の構造が差別を維持・存続させ、社会通念が差別となって表れていると認識する必要がある。そして、差別を維持する制度や慣習、観念を変革しない限り、差別はなくなる。

しかも、それだけでは不十分であり、差別を解消するための一定の基準を法律や制度などで整備していかなければならない。いくつか例をあげる。

1) 自治体は長らく、職員採用の受験資格のなかに「自力通勤可能な人」というものを位置づけてきた。

これは、結果として障害者を排除してきた条件であった。こうした欠格条項の撤廃は、職員の思いやりや優しさで解消されてきたわけではない。障害者権利条約や障害者差別解消法において、障害者を排除する制度や慣行として、「欠格条項」を定めてきたことが、結果的に受験資格の基準とされてきた。このことが差別であるという見直しや自治体や事業所は「してはならない」と規定されたからである。

2) 同性愛のパートナーにも、異性愛パートナーと同等の権利を保障するためにはじまったパートナーシップ宣誓制度は、異性愛パートナーと同様の権利獲得のための運動によって導入が広がっている制度である。

3) 同性婚が法的に認められないのは、思いやりや優しさが足りないのではなく、法律で現在も認められていないという「制度面の不備がもたらしている問題」である。

4) 建造物などのバリアフリーやユニバーサルデザインが進み、広がったのはバリアフリー法やユニバーサルデザイン条例など「制度が整備されてきたから」である。

5) 日本国憲法では、「義務教育は無償とする」とされているにも関わらず、教科書が有償であったことによって子どもが学校に通えないという現状に対し、高知県の被差別部落の人たちが立ち上がり、教科書無償化の運動を展開したことがきっかけとなる。この運動は全国に広がり、差別や貧困を理由に「教育を受ける権利」が侵害されてきた問題が一定、解消されるようになった。

差別問題とは、人の権利に関わる問題である。権利に関する問題を「思いやりや優しさ」で解決することはできず、そもそも、「思いやりや優しさ」に頼らなくてよいのが「権利」であることを、まずは認識していく必要がある。

「人権」とは、さまざまな権利の総称であり、「居住や移転の自由」を侵害する入居拒否問題、「婚姻の自由」を侵害する結婚差別問題、いじめなどで不登校になるなどの「教育を受ける権利」の侵害、外国人が日本国内で働けない職種があるなど「働く権利」の侵害など、個別の具体的な権利が侵害される問題に対して、マジョリティの善意で取り組まれるものではない。

人の思いやりや優しさに頼ることをしなくても、権利は守られて当然のものであり、そのような制度設計や構造をつくる必要があるということが基本である。マジョリティには、実績や努力をする前からさまざまな恩恵や優位性等が、特権として用意されている。一方、マイノリティには保障されていないという不利や不平等を、思いやりや優しさで解決できるはずはない。

「接触理論」 マイノリティとの距離感や関係性が与える人権意識への影響

問5では、「あなたのまわりにはマイノリティがいますか」について聞いており、同和地区出身者、障害者、在日韓国・朝鮮人、外国人、感染者患者、ハンセン病回復者、犯罪被害者、性的マイノリティとの距離感について聞いた。ここでは「いない」「親しくはないがいる」「親しく付き合っている人がいる」の3つの回答と、人権意識や態度に関する項目とクロス集計したのが表7である。

表7 同和地区出身者との関係性と同和地区出身者と子どもの結婚への態度のクロス集計

	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
いない	74.2%	25.8%
親しくはないがいる	76.0%	24.0%
親しく付き合っている人がいる	84.3%	15.7%

問5-A「同和地区出身者」が「いない」、「親しくはないがいる」、「親しく付き合っている人がいる」と問20-A「もし仮に、あなたのお子さんが恋愛し、結婚したいといっている相手が『同和地区出身者』であれば、あなたはどんな態度をとると思いますか」について、回答の「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせて「問題にしないグループ」に、「考え直すように言う」「迷いながらも結局は考え直すように言う」を合わせて「考え直すように言うグループ」としてまとめた。

その結果、「問題にしないグループ」では「親しく付き合っている人がいる」の割合が最も高く84.3%、最も割合が低かった「いない」は74.2%と10.1ポイントの差が見られた。「考え直すように言うグループ」では「いない」の割合が最も高く25.8%、最も割合の低い「親しく付き合っている人」は15.7%で、10.1ポイントの差が見られた。

表8 同和地区出身者との関係性と気に入った物件が同和地区内にある場合の態度のクロス集計

	まったく気にしないで買う（借りる）	気にはなるが、他の物件より安ければ買う（借りる）	他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない
いない	22.9%	33.9%	43.2%
親しくはないがいる	30.0%	36.7%	33.3%
親しく付き合っている人がいる	44.0%	36.0%	20.0%

問5-A「同和地区出身者」が「いない」「親しくはないがいる」「親しく付き合っている人がいる」と、問21-B「仮に、あなた自身が入居するための物件を探していて、間取り・交通の便・環境・価格など自分の目で確かめ、気に入った物件が見つかったとします。その後、もしも、その物件に『物件が同和地区内にある』ことが分かったとしたならば、あなたはどのようにしますか。」とをクロス集計したのが表8である。

「まったく気にしないで買う（借りる）」で最も割合が高かったのは「親しく付き合っている人がいる」で44.0%となっており、最も割合が低かった「いない」は22.9%と21.1ポイントもの差が見られた。「他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない」で最も割合が高かったのは「いない」で43.2%、最も割合が低かったのは「親しく付き合っている人がいる」で20.0%と23.2ポイントもの差が見られた。

こうした結果は、「接触理論」とも言われており、マイノリティとの関係性が問20や問21のような結婚差別・土地差別に関して、差別を否定する意識の醸成に影響を与えていることが明らかになっている。学校教育や社会教育、啓発機会等において、具体的な人と出会う機会や、隣保館等で実施される事業やイベントに積極的に参加すること、あるいは市民の参加が増えるしくみをつくることを通して、市民の人権意識に影響を与えることにつながっていく。

表9 障害者との関係性と障害者と子どもの結婚への態度のクロス集計

	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
いない	64.9%	35.1%
親しくはないがいる	68.6%	31.4%
親しく付き合っている人がいる	85.7%	14.3%

問5-B「障害者」が「いない」「親しくはないがいる」「親しく付き合っている人がいる」と問20-A「もし仮に、あなたのお子さんが恋愛し、結婚したいといっている相手が『障害者』であれば、あなたはどんな態度をとると思いますか」について、回答の「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせて「問題にしないグループ」に、「考え直すように言う」「迷いながらも結局は考え直すように言う」を合わせて「考え直すように言うグループ」としてまとめ、クロス集計したのが表9である。

その結果、「問題にしないグループ」では「親しく付き合っている人がいる」の割合が最も高く85.7%、最も割合が低かった「親しくはないがいる」で64.9%と、20.8ポイントの差が見られた。「考え直すように言うグループ」では「いない」の割合が最も高く35.1%、最も割合の低かった「親しく付き合っている人がいる」は14.3%と、ここでも20.8ポイントの差が見られた。

学校教育や社会教育、啓発機会などにおいて、具体的な人と出会う機会の創造や、事業やイベントに積極的に参加すること、あるいは市民の参加が増えるしくみをつくることを通して、市民の人権意識に影響を与えることにつながっていく。

他の人権課題に関しても同様のクロス集計を行ったところ、同様の結果が見られた。教育・啓発のみ

ならず、当事者との出会いの機会を増やしていくための事業展開も求められる。

研修参加経験が人権意識に与える影響

ここでは、人権研修会や講演会に参加した市民と参加していない市民との間で、人権意識等にどのような影響を与えているのかについてみていきたい。

表 10 研修参加状況とマイノリティと子どもの結婚への態度のクロス集計

	同和地区出身者	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
参加したことがあるグループ	86.7%	13.3%
一度も参加したことがない	77.6%	22.4%
	障害者	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
参加したことがあるグループ	83.8%	16.2%
一度も参加したことがない	67.2%	32.8%
	外国人	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
参加したことがあるグループ	88.9%	11.1%
一度も参加したことがない	82.3%	17.7%
	同性パートナー	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
参加したことがあるグループ	61.0%	39.0%
一度も参加したことがない	55.4%	44.6%

問 24 では、「あなたは過去 5 年間に、市や県などが主催する人権に関する講演会・研修会・イベントなどに参加したことがありますか」と問うたところ、「1～2 回参加したことがある」が 10.7%、「3 回以上参加したことがある」が 3.2%、「一度も参加したことがない」が 82.6%となっている。

ここでは研修を受けたり、講演会に参加したりしたことのある「1～2 回参加したことがある」と「3 回以上参加したことがある」を合わせて「参加したことがあるグループ」とし、問 20 はこれまでと同様、「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせて「問題にしないグループ」に、「考え直すように言う」と「迷いながらも結局は考え直すように言う」を合わせて「考え直すように言うグループ」として、クロス集計したのが表 10 である。

「参加したことがあるグループ」の「問題にしないグループ」の割合が高く、「考え直すように言うグループ」の割合が低いという相関関係が表れている。一方、「一度も参加したことがない」の「考え直すように言うグループ」の割合を見ると、障害者は 2 倍近い差となって表れており、研修を受けることや講演会に参加することの重要性が明らかになっている。

表 1 1 研修参加状況と物件購入等の態度のクロス集計

	同じ小学校区内に同和地区がある		
	まったく気にしないで買う（借りる）	気にはなるが他の物件より安ければ買う（借りる）	他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない
参加したことがあるグループ	63.8%	29.3%	6.9%
一度も参加したことがない	47.8%	35.6%	16.6%
	物件が同和地区内にある		
	まったく気にしないで買う（借りる）	気にはなるが他の物件より安ければ買う（借りる）	他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない
参加したことがあるグループ	40.7%	36.3%	23.0%
一度も参加したことがない	27.3%	35.6%	37.2%
	近隣に外国人が多く住んでいる		
	まったく気にしないで買う（借りる）	気にはなるが他の物件より安ければ買う（借りる）	他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない
参加したことがあるグループ	52.2%	31.9%	15.9%
一度も参加したことがない	34.6%	42.2%	23.2%
	近くに精神病院や障害者施設がある		
	まったく気にしないで買う（借りる）	気にはなるが他の物件より安ければ買う（借りる）	他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない
参加したことがあるグループ	50.9%	36.2%	12.9%
一度も参加したことがない	37.9%	40.6%	21.5%

表 1 1 では、研修を受けたり、講演会に参加したりしたことがある「参加したことがあるグループ」の「まったく気にしないで買う（借りる）」の割合が高く、「他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない」の割合が低いという相関関係が表れている。一方、「一度も参加したことがない」の「他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない」の割合を見ると「同じ小学校区内に同和地区がある」では 2 倍以上の差となって表れており、研修を受けたり、講演会に参加したりすることの重要性がここでも明らかになっている。

こうした結果は、以前の調査や他市や県の調査でも毎回明らかになっており、今後、研修を受けたり、講演会に参加したりしていく市民を、どのように増やしていくかが課題であり、従来通りの啓発方法を刷新しなければならない結果であるといえる。

表 1 2 同和問題学習経験と同和地区内の物件購入等の態度のクロス集計

	物件が同和地区にある		
	まったく気にしないで買う（借りる）	気にはなるが他の物件より安ければ買う（借りる）	他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない
義務教育で学習	30.8%	33.9%	35.3%
講座で学習	46.8%	34.0%	19.1%
職場で学習	39.7%	33.6%	26.7%
おぼえていない・受けていない	22.1%	38.2%	39.7%

問 1 8 では、「あなたはこれまで、学校・職場・地域などで同和問題に関して学習したことがありますか」で、「小学校で学習した」と「中学校で学習した」を合わせて「義務教育で学習」とした。「住民対象の講座などに参加した」は「講座で学習」、「職場の研修に参加した」は「職場で学習」とした。「はっきり覚えていない」と「学習したことはない」を合わせて「おぼえていない・受けていない」とした。この内容を問 2 1 -B「物件が同和地区内にある」とクロス集計したのが表 1 2 である。

結果を見ると「まったく気にしないで買う（借りる）」は、学習経験がある市民の 3 割から 4 割以上が回答しているが「おぼえていない・受けていない」では 2 割程度となっている。「他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない」では、「講座で学習」「職場で学習」は低い割合を示しており、学習することの重要性が示されている。「義務教育で学習」の割合が 3 割以上となっていることについては、これまでの小中学校における同和問題学習の課題の表れとして受け止める必要がある。

表 1 3 同和問題に関する学習経験とマイノリティと子どもの結婚への態度のクロス集計

	同和地区出身者	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
義務教育で学習	82.4%	17.6%
講座で学習	85.7%	14.3%
職場で学習	86.4%	13.6%
おぼえていない・受けていない	74.8%	25.2%

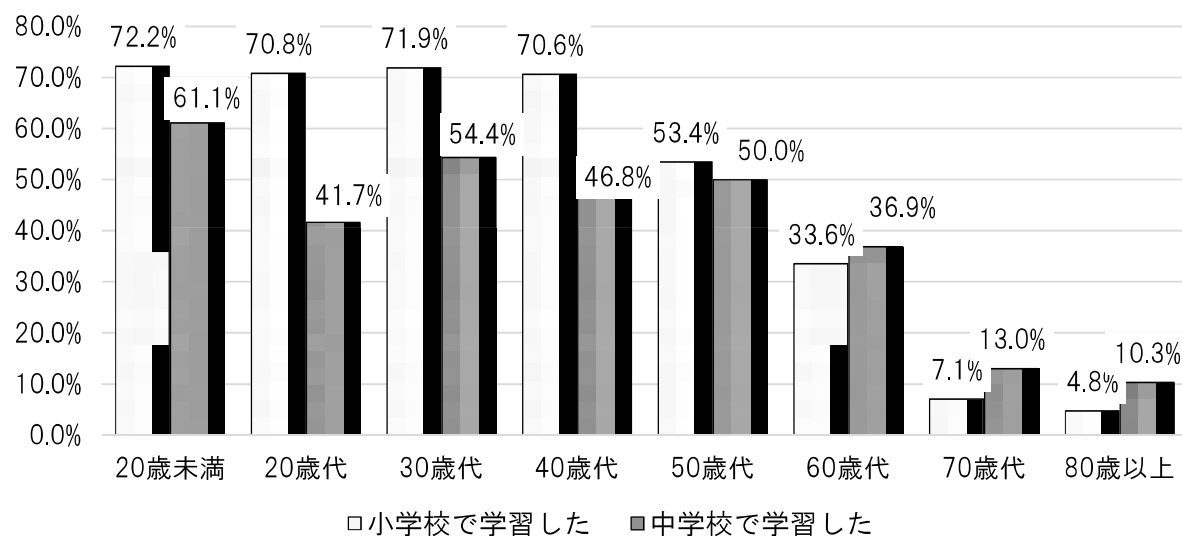
	障害者	
	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ
義務教育で学習	71.9%	28.1%
講座で学習	77.6%	22.4%
職場で学習	77.7%	22.3%
おぼえていない・受けていない	66.6%	33.4%

問 1 8 では、「あなたはこれまで、学校・職場・地域などで同和問題に関して学習したことがありますか」で、「小学校で学習した」と「中学校で学習した」を合わせて「義務教育で学習」とした。「住民対象の講座などに参加した」は「講座で学習」、「職場の研修に参加した」は「職場で学習」とした。「はっきり覚えていない」と「学習したことはない」を合わせて「おぼえていない・受けていない」とし、問 2 0 はこれまでと同様、「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせて「問題にしないグループ」に、「考え直すように言う」と「迷いながらも結局は考え直すように言う」を合わせて「考え直すように言うグループ」とし、クロス集計したのが表 1 3 である。

学習を受けた層の同和地区出身者と子どもの結婚を「問題にしないグループ」の割合は 8 割以上となっているのに対し、「おぼえていない・受けていない」では 74.8%となっている。「考え直すように言うグループ」では「おぼえていない・受けていない」が 25.2%と最も高い割合となっている。

問 2 0 では、「A. 同和地区出身者」だけでなく、他の人権課題への影響も見するため、「B. 障害者」とでもクロス集計を行った。結果は網掛けをしているように、同和問題の学習経験が障害者と子どもの結婚に関する意識にも影響を与えていることが明らかとなっており、個別具体の障害者問題への学習は当然必要なが、同和問題学習が影響を与えている結果が示された。表にしていなが、外国人や同性パートナーでも同様のクロス集計を行ったところ、同じような相関関係が見られ、今後、さらに問題解決に有効となる同和問題学習の広がりが、他の人権課題に関する意識の向上につながることを期待したい。

図3 年齢別の義務教育での同和問題学習の経験



年齢別で小学校と中学校の学習経験を見ていくと、「小学校で学習した」は「20歳未満」から「40歳代」では7割を超える高い傾向となっているが、「中学校で学習した」は「20歳未満」で6割、「20歳代」では4割と落ち込みを見せている。

本来、人権教育啓発推進法や部落差別解消推進法が施行され、三重県人権教育基本方針など法令等に基づけば、どの地域で生まれ育とうとも学習を受ける機会が提供されて当然である。しかし、結果はそうならない状況を踏まえ、今後は同和問題をはじめ、人権学習がどの地域や学校においても実施されるよう取り組むことが求められる。

図4 年齢別の「子どもの結婚相手が各マイノリティだった場合」、「まったく問題にしない」と回答した割合

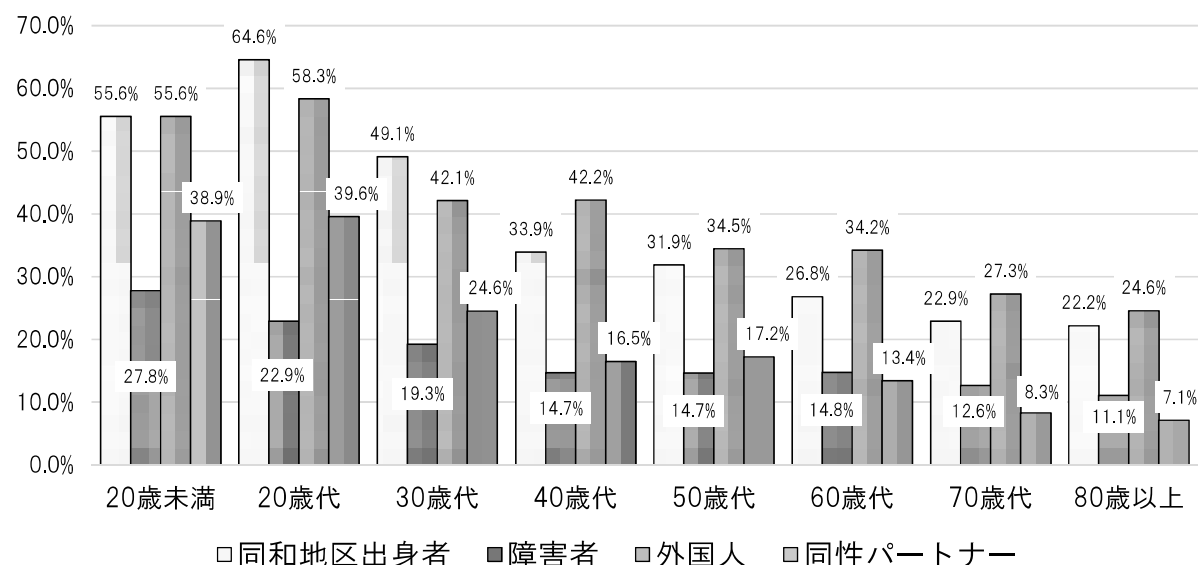


図4は、問20の結婚差別に関する調査結果を年齢別で見たものである。学習経験が豊富な世代ほど、結婚に反対せず「まったく問題にしない」割合が高くなっており、相関関係が見える。

学習経験を積み重ねが、問題解決に有効な内容として展開されることで、差別をなくす行動につながる市民の育成へとつながるよう、取り組むことが求められる。

今後の市の施策への提案

調査は、実施することが目的ではなく、結果を踏まえた具体的な事業や施策へとつなげることが原則であり、これが本来の調査の目的である。前回調査と比較しても変化のない項目が多く見受けられたことについては、「何故、変化が見られなかったのか」を総括する必要がある。総括次第では、今後、抜本的に市の人権施策を見直し、調査結果の改善に向けた新たな推進体制を構築していくことも視野に入れ、方針の改訂などに取り組む必要がある。各調査結果に対して、どのセクションがどのように取り組みを進めていくのかを具体的にしなければ、今後、同様の調査を実施したとしても、取組の効果測定にはつながらない。着実に改善していくための具体的な施策と、施策を実施する体制整備が求められる。

今回の調査結果で明らかなことは、従来通りの取組を続けていては調査を実施した意味をなさない。従来の取組を続けてきた結果が、大幅な改善が見られなかった結果を招いたともいえる。これらを踏まえ、今後の市の施策や啓発等について提案していきたい。

1. 推進体制の見直しと整備

まず、人権課題は多岐にわたる。そうしたなかで、人権課題に関し、人権担当課だけが施策や啓発等を担うのではなく、障害者問題を扱う部署、外国人問題を扱う部署、女性や性的マイノリティにことを担当する部署など、担当部署を明確化し、総合行政として市全体で人権課題の解決に取り組む必要がある。事業所を担当する部署や福祉法人を担当する部署もあり、施策や啓発等の対象についても体制を整理し直し、取り組むことが求められる。人権担当部署は、部落差別（同和問題）をはじめ、分掌のない課題を扱うとともに、庁内の人権施策の企画や調整、助言などを行い、全庁的に、また関係各部署が意識調査の改善をはじめ、問題解決に向けた施策の進捗管理等を行うなどの役割を担うことが理想的である。

また、職員を対象とした人権研修は、人事担当課が中心に行い、人権担当課に助言などを求めながら進めていく必要がある。

2. 人権課題別の調査の実施

今回の調査項目を見ても、各人権課題について市民意識の課題を明確に把握できるほどの項目数を設計できているとはいえない。広がり続ける人権課題を一つの部署がすべてを網羅する意識調査や解決すべき市民意識の課題を的確に把握することは事実上、限界がきているといえる。

そのため、障害担当部署が、「障害者問題に関する市民意識調査」を、外国人問題担当部署が、「外国人問題に関する市民意識調査」を、女性や性的マイノリティの担当部署が、「女性・性的に関する市民意識調査」を、人権担当課が、「部落差別（同和問題）に関する市民意識調査」や他の人権課題に関する意識調査を実施するようになれば、各人権課題に対して、市民意識の課題を掘り下げた項目を設計できる。つまり、具体的に打つべき施策や啓発等の内容をよりの確に展開することができるのである。

3. 人権研修や講演会等への参加者を増やすシステムの構築

問24では、講演会や研修会に参加した経験のない82.6%の市民のうち、問25で「講演会・研修会・イベントが開催されていることを知らなかった」が50.7%と市民の2人に1人となっていることは、大きな課題である。そもそも周知が不十分であったことで研修等を受けられなかった市民の存在が明らかとなった。こうした結果に至った原因を総括し、市民の末端にまで周知される体制としくみづくりが必要である。このことは、市のさまざまな施策が市民に十分、届いていない可能性があり、ましてや、どの地域においても今回の調査で差別や人権意識に関する課題があることが明らかになった。状況によっては差別事案などが発生し、被害者が生み出されてしまう可能性があることから、喫緊の課題といえる。

市内の保育園所や幼稚園、小中学校の保護者会やPTA組織において、人権研修を実施するしくみをつくるとして、

- ①役員などになれば研修を受けることを必須にするようにする。
 - ②児童生徒とともに親子で学ぶ・住民と考えあうような事業をつくり校区単位で実施する。
 - ③児童生徒が、人権学習でインプットしたことなどを保護者や住民に向けて劇や通信、プレゼンテーション、授業等で、アウトプットする機会を必ずつくる。
 - ④住民組織においても自治会などで能動的に研修等が実施される地区別懇談会事業を実施する。
 - ⑤社会福祉法人の人権研修を徹底する。
 - ⑥市が発注する公共事業等に関して、市が主催する人権講演会に事業所の従業員が参加することによって、入札等に優位になる加点制度を導入する。
 - ⑦指定管理団体に対し、その要綱などのなかに人権研修を位置づける。
- など、着実に人権研修や講演会等に参加する市民を増やすための事業展開が各部署で求められる。

4. 就学前から中学校までの人権教育カリキュラムの作成

幼児・児童生徒を対象とした系統的で段階的、そして差別や人権侵害の解消に有効な保育・教育内容の確立が求められる。今回の調査においても、学習機会や研修機会の経験が差別意識や人権意識に影響を与えていることが明らかになった。

結婚差別に関する項目の結果で表れているように、性的マイノリティが置かれている不公正等について、その理解は十分に広がっているとはいえない。性の多様性に関する学習は、就学前から進めていくことができ、色や髪型、服装、一人称等について、幼児期ですでに植え付けられた偏りや思い込みがないかを確認しながら、保育や学習を進めていくとともに、保護者とともに考えあう機会を着実に作りあげていくことも求められる。

就学前から小学校、中学校と段階的に、自分では気づかない「アンコンシャスバイアス（無意識の偏見や思い込み）」や「マイクロアグレッション（無意識の日常的差別）」などについて能動的・積極的に学び、解消していこうとする態度の育成が求められる。また、マジョリティの特権（以下「特権」という）についても学習し、差別を構造的な問題と捉え、マジョリティの責任で解消していこうとする態度の育成も必要不可欠である。

今回も、「同和対策事業は不公正である」という捉え方が根強い結果となった。これは同和対策事業に限らず、女性や障害者、外国人や性的マイノリティへの積極的な差別是正措置（以下「アファーマティブアクション」という）に対し、マジョリティが逆差別と主張する問題が、先進国で共通して発生してきている。施策への理解はもちろんのこと、「公正とは何か」について正しい認識が市民に広がらな

なければならない。

同和対策事業や障害者施策、女性の管理職登用などのアファーマティブアクションは、「公正な結果」となることをめざした取組である。例えば、身長が高い人、低い人、前の2人の平均身長の人3人がいるとする。高い場所にある物をとろうとした際、身長が高い人は何かに上らなくても高い場所にある物がとれる。身長が低い人と平均の身長の方は、台に上らないと高い場所にある物がとれないとする。「平等」の考え方は、この身長の高低差という状態に考慮することなく、どのような状態にあっても「同じ高さの台を一人1つずつ提供する」ということである。そうすると、

- ・身長が高い人に台が1つ提供されたが、台がなくて高い場所にある物をとれる。
- ・平均の身長の方は台が1つ提供されたことで高い場所にある物をとれるようになった。
- ・身長の低い人は、台が1つ提供されたが、1つでは不十分であり、高い場所にある物がとれない。

これは自己責任などではない。「平等」な配分では、高い場所にある物がとれるという結果につながるとは限らないということである。

「公正」の考え方は、この人それぞれの身長の高低差という状態に考慮し、「必要な人に、必要な台を必要な分、提供する」ということである。そうすると、

- ・身長が高い人は、そのままでも高い場所にある物がとれるため、台は必要ない。
- ・平均の身長の方は台が1つ提供されることで高い場所にある物がとれるようになった。
- ・身長の低い人には、台が2つ提供されることで高い場所にある物がとれるようになった。

このように3人が高い場所にある物をとれるという結果を「公正」という。

ここでは、個人の努力や実績とは無関係な身長を例にあげたが、それだけでなく、生まれた家庭や保護者の経済的な特権、文化的な特権、社会的な特権などに置き換えて考えることもできる。例をあげると、①経済的に裕福であった、②学習塾に通えた、③食料を買えないことがなかった、④ガスや水道、電気を経済的理由で止められたことがなかった、⑤高校や大学の学費を保護者が全額負担してくれた、⑥保護者の最終学歴が大学卒業以上等は、こうした環境で生まれた子どもの努力や実績とは関係ない。しかし、こうした条件が偶然備わっているか否かで、何かにチャレンジし成功する確率は大きく変わるものが、この社会であり、現実である。そして、マイノリティは、マジョリティと比べて、平均して不利な状況が厳しく集中的に反映し続けている。つまり、人生のスタート位置そのものに差があることから、それぞれの状態に応じて「不平等」に何かを配分しなければ、同じ結果には至らないということである。

同和対策事業をはじめ、アファーマティブアクションは「平等」な政策ではなく、「公正」な結果となるための取組であり、決して「優遇」や「逆差別」と主張されるものではない。施策や事業の現象面だけ見れば、マイノリティにだけ特別な施策を展開しているように見えるが、国や地方自治体を実施しているのは、市民の平均、マジョリティの平均に到達する結果となるよう「公正」をめざした施策が実施されているということである。個人やマイノリティがどのような経済状況や文化的状況にあるのかは、見てわかるものではない。

必要な人に必要な施策を講じている人権保障や社会包摂策が否定され、その影響がマイノリティにおよび、厳しい状況に置かれかねないからである。こうしたことを防ぐためにも、学習内容には特権やアファーマティブアクションについて、取り入れていく必要があるだろう。

そして何よりも、日本で不十分とされている「権利」についての学びは条約等で学びの保障が規定されており、権利について年齢に応じた学習機会も必要である。

前述したように、市民が人権について学ぶ機会への参画が過去5年間でも非常に乏しいことは大きな課題である。市や県が主催する研修だけでなく、保育園や幼稚園、小中学校においても保護者や住民

を対象とした講演会を企画したり、児童生徒が学んだことや気づいたりしたことを、保護者や住民に向けて、アウトプットする機会を創造するなどして、5年後の効果測定に大幅な改善がみられるよう、市をあげて取り組む必要がある。

5. 人権教育・啓発推進のための人材育成

保育士や幼稚園教諭、教職員、市職員は、差別や人権侵害解決の責務を法的に有している。園児や児童生徒、保護者や地域住民、市民に対し、問題解決に有効な教育や啓発の推進が求められ、これを実践するための実践力等の向上が求められる。

問題を解決する上で備えておく必要のある基礎基本をはじめ、自分自身の権利が侵害された際に、抗議したり、声をあげたり、しかるべき機関に相談できる力の育成なども求められる。こうした力をつけていくために、とりわけ保育士や教職員、市職員が果たす役割は重大であり、教育や啓発を担う側が、基本的な認識とともに、社会動向や国際動向について世界基準に則った取組の展開が求められる。

今後、市において職員の資質向上と実践につながる研修を系統的に実施し、市教育委員会は県教育委員会とともに、教職員における差別解消に有効な実践力向上のためのスキルアップにつながる研修を実施することが求められる。三重県庁職員研修のように、全職員を対象とした研修をはじめ、新規採用、採用2年目、採用3年目、採用4年目、主任級昇任者、新任係長、管理職研修などを実施していくことを提案したい。

6. 「ビジネスと人権」指導原則や行動計画の具体化

事業所においては、2011年に国連で「ビジネスと人権」指導原則が採択され、日本では2020年に「ビジネスと人権」行動計画が策定されている。

また、2022年には、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されるなど、ビジネスと人権は事業活動と切り離せるものではなく、密接に関わる問題である。経営や従業員の規模を問わず、取組が求められるようになっており、指導原則では、企業活動によって影響を受ける、影響を受ける可能性があるすべての人の人権に配慮しなければならないと示されている。従来、企業の責任の範囲は社員や契約社員、派遣社員が対象であるという認識が多かったが、今では顧客をはじめ、消費者、事業活動が行われる地元住民なども企業が人権を尊重すべき範囲として含まれている。つまり中小企業も、支店や支社も例外ではない。人権問題におけるさまざまな被害を受けている人たちの人生、生命、生活を脅かすことは、責任ある企業とはいえないとされている。

なお、中小企業における人権尊重の取組の重要性として、

- ①指導原則は前述のように事業所や経営の規模の大小を問わず、すべての企業が原理原則に基づく道義的・倫理的な責任を負うとしていること。
- ②事業規模が小さな中小企業であっても、人権に対する潜在的・実質的な影響が必ずしも小さいとはいえず、人権に対する企業の責任は変わらないこと。
- ③欧州を中心に人権侵害の是正を企業に義務付ける法律の導入が進んでいること。
- ④2023年5月、与野党議員でつくる「人権外交を超党派で考える議員連盟」が、2023年度内の人権デュー・ディリジェンスの法制化に向けて提言を提出した。実際に導入される場合には、欧米と同じく一定規模以上の企業を対象が限定されることは考えられるが、その効果は、サプライチェーンを通じて、中小企業にも及ぶ可能性が高いこと。

とされている。

人権デュー・ディリジェンスとは、人権侵害等への影響の特定、防止、軽減、是正する具体的な取組のことをさす。まず、サプライチェーンを含めた事業やビジネス上の関係に対し、人権に関するリスクを特定し、どのリスクに取り組むか優先順位をつける。特定した人権に関するリスクが自社の各工程において、どのように発生したのか分析し、軽減や是正の取組を行うことが求められている。また、直接の影響を及ぼしていなくても、リスクの防止や軽減の措置が求められている。具体的な取組を実施した後は、取組の実効性の評価を行い、その結果に基づいて継続的な改善を進める必要がある。なお、人権に関し、どのように対処し、結果がどうなったのか調査結果や成果の情報を外部に公開することも重要である。

人権リスクを軽視した結果、取引の停止、調達不能、ストライキの決行、採用競争力の低下、退職による人材流出・離れ、規制当局からの監視が強化されるなどの「オペレーションリスク」、企業イメージ・ブランド力の低下、不買運動や商品の売り上げの低下、採用困難などの「レピュテーションリスク」、訴訟、賠償金の支払い等の「法務リスク」、投資家から資金を引き揚げられるリスク、投資判断のマイナス材料となり株価の低下を招く等の「財務リスク」がのしかかる可能性が高いとされている。

こうした国際動向や国内における動きを市内の事業所が認識しているかどうかについては、十分ではない可能性が高い。市内の事業所をはじめ、あらゆる組織に「ビジネスと人権行動計画」を周知するとともに、人権方針が策定され、人権デュー・ディリジェンスが着実に実施されるよう、積極的に働きかけながら、実施されるしくみづくりが求められる。

7. 相談体制等の充実と救済システム等の確立

問7では、過去5年間で市民の10.1%が人権侵害を受けたと回答し、その対応について、「市の相談窓口相談した」が6.7%、「何もせず、がまんした」が44.9%となっている。市への相談は前回調査と比べて1.0ポイントしか増加しておらず、「何もせず、がまんした」は4.0ポイント増加しており、前回調査以降、有効的な対策を実施しているとはいえない結果となっている。このことを踏まえ、今後は新たな取組や既存の取組の強化が求められる。

そのため、

- ①人権相談を受ける職員の資質やスキルの向上に取り組むこと。
- ②相談内容の分析を外部の有識者を交えるなどして行い、差別性や問題点の整理、問題が生じた背景や原因の整理、背景や原因を是正できなかった課題の整理、問題解決のゴール設定と課題解決のための施策の展開等にまでつなげる対策会議等を発足すること。
- ③有識者、弁護士、研究機関などで構成される相談・救済等にかかる専門委員会を設置すること。
- ④相談窓口について、市民に再度周知徹底を行うとともに、相談員の存在が市民にみえないと安心できないこともあるため、相談員によるアウトリーチ等で積極的に相談を受けられるようにし、市民との関係性の構築に取り組むこと。
- ⑤市が相談を受け、問題解決に至った事例を公表すること、相談内容に応じたフローチャートの明示し、市民が権利を侵害された場合、その事例はどこに相談すれば、どうなっていくのかわかるように取り組むこと。

などを提案したい。差別や権利侵害は深刻な「人生被害」を招く問題であり、市民の生活のさまざまな場面に悪影響をおよぼしてしまう。喫緊の課題として、新たな方針や計画のなかに、市の相談のあり方に関する具体的な改善策等と新たな施策や体制づくりが位置づけられていくことを求めたい。

8. 差別撤廃審議会の有効機能と専門部会の設置

差別や人権侵害等をはじめとした、法律関係や研究者等で構成された有識者らで、専門性・中立性・客観性等を担保し、行政施策の評価や改善、有効策を提案するための審議会として機能することが望ましいと考える。市は有識者らで構成される審議会の意見を踏まえ、施策を展開することが求められる。

同時に、実態調査で明らかになった課題を踏まえ、相談部会、救済部会、教育・啓発部会、実態調査部会等、今後の施策の推進に関する、専門的な部会を審議会の下に設置し、具体的で専門性を有する施策の効果測定や問題解決に有効な取組方針を打ち出せる人選のもと、より具体的な検討を行い、既存の取組の評価や問題解決に有効な施策の提案等につながる条件整備を求めたい。

9. 1995年に施行された条例等のブラッシュアップの必要性

「名張市部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に関する条例」は1995年に施行されており、施行以降、一度も改正等がなされていない。日本は同年に人種差別撤廃条約に加入し、その後、障害者権利条約に批准している。国内では、1996年に「地域改善対策協議会意見具申」が出され、2000年には「人権教育啓発推進法」が施行、2016年には、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」と3つの法律が立て続けに施行され、最近では、LGBT理解増進法も施行されている。

また、三重県では、既存の人権条例が全部改訂され、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行された。1995年の施行以降、市に関しても差別事案等が市に報告され続け、既存の取組では不十分であるという立法事実が積みあがってきている。

インターネットの普及とともに、市内に関する差別投稿が行われたり、各サイト上に同和地区の所在地情報が適示される事案が発生するなど、差別や人権侵害等を取り巻く状況変化が生じたりしているなかで、それらの社会動向や差別・人権侵害の状況変化に対応していくような改正は、これまで一度も行われていない。

差別や人権侵害への対処についてのグローバルスタンダードは「禁止」である。今回の意識調査で明らかになったように、身元調査を肯定する意識が高いなかで、市民のプライバシー権を侵害する身元調査行為を規制することが求められる。また、物件をめぐる特定の条件にある物件を避ける理由がマイノリティとの関係にあるということである場合、規制の対象にすることも施策として取り上げる必要がある。併せて、婚姻の自由が侵害される結婚差別行為を規制することが求められる。

今後は、条例改正も視野に入れた差別や人権侵害等を根絶するための施策の展開が求められる。

